

特別保守延長サービス (HWSE) の特則

NI+C は、「1. 対象機械」に対する機械保守サービスを特別保守延長サービスとしてお客様に提供します。

かかる機械保守サービスには、「NI+C機械保守サービスのご提供条件」および本特則の規定が適用されます。

1. 対象機械

表紙または添付別紙に記載

2. 適用条件

2-1. 機械保守サービス提供期間

表紙に記載

2-2. 保守提供場所、保守料金およびサービス利用可能時間帯

表紙または添付別紙に記載

2-3. サービス内容

「NI+C 機械保守サービスのご提供条件」にかかわらず、予防保守、新たに見つかった問題への解決支援、技術変更、マシンコードおよびセキュリティ等に対するパッチ提供、パッチ修正およびマシンコード更新等は提供を行いません。

2-4. 解約条件

上記 1 記載の機械保守サービス提供期間内であっても、NI+C は対象機械の機械保守サービスに必要な技術担当員、保守部品、修理用具、または検査機器等が提供できなくなったと NI+C が判断した場合は、20 日前の書面による通知をもって、対象機械に対する機械保守サービスを、個々の対象機械について解約ができるものとします。

2-5. 料金特約

お客様は、本特則第1項記載の対象機械の保守料金として、表紙または添付別紙記載の機械保守サービス料金を支払うものとします。

2-6. その他

NI+C は、部品交換が必要な際の使用保守部品について、再生品または取り外し部品、および代替部品で対応する場合があります。または NI+C の判断により、代替機械に交換する場合があります。

万が一部品在庫がなくなった場合、保守打ち切りとさせていただくこともあります。対象機械がCisco製品の場合、シスコシステムズ合同会社（以下「Cisco社」という）によるサポート(TAC CALL)は行えません。（Cisco社としてのサポートが終了の為）

3. 守秘義務

お客様は、対象機械に対する本特則の適用およびその実施内容について、お客様の業務上必要とする最小限の従業員のみ情報として機密に保持するものとします。

4. 本特則の規定は、「NI+C機械保守サービスのご提供条件」に優先して適用するものとします。

(2023. 09. 05) A02-02-12